2025年　　月　　日

日本リスク学会 表彰委員長　殿

**日本リスク学会賞・日本リスク学会奨励賞 表彰候補者の推薦**

 推薦者 　お名前：

 　ご所属：

日本リスク学会賞・日本リスク学会奨励賞について、以下の表彰候補者を推薦します。

 ※ 記入欄は自在に広げてご記入ください。

|  |  |
| --- | --- |
| 賞の種類 | 日本リスク学会賞・日本リスク学会奨励賞〔候補者を推薦する賞を残し、他方を削除してください〕 |
| 被推薦者の氏名 |  |
| 所属および役職 |  |
| 受賞資格への該当 | 以下に該当することを、□確認した　□確認していない学会賞：本学会在籍（会員歴）5年以上（2025年11月時点）奨励賞：会員歴3年以上（2025年11月時点）かつ40歳未満（2025年4月1日時点） |
| 推薦理由 |  |
| 論文や著書（数点） |   |
| 本学会での活動歴＊ |  |

＊印の所は、ご存知の範囲でご記入ください。

送付先：日本リスク学会表彰委員会担当理事 中久保 豊彦（nakakubo@see.eng.osaka-u.ac.jp）宛に、メールの添付ファイルでご送付ください。

締め切り：2025年8月29日（金）

【表彰規程（抜粋）】

第11条　日本リスク学会賞の授与対象者は、日本リスク学会に５年以上継続して在籍し、学会活動および研究活動において特に顕著な業績を挙げた会員とする。

　　２　　日本リスク学会賞の授与対象者として、毎年若干名を選考する。ただし該当者がいない場合にあっては、授与対象者なしとすることができる。

　　３　　研究活動業績の審査の対象は、学会誌に限らず、過去に刊行された学術図書や学術論文を含めるものとし、それらをリスク学への貢献度から総合的に判断する。

第12条　日本リスク学会奨励賞の授与対象者は、日本リスク学会に３年以上継続して在籍し、今後一層の発展が期待される優秀な研究業績を挙げた会員とする。

　　２　　日本リスク学会奨励賞の授与対象者は、表彰実施年度の４月１日において、満40歳未満であることを条件とする。

　　３　　日本リスク学会奨励賞の授与対象者として、毎年若干名を選考する。ただし該当者がいない場合にあっては、授与対象者なしとすることができる。

　　４　　研究活動業績の審査の対象は、学会誌を中心に、過去数年間に公表された学術図書ないし学術論文とする。

第15条　表彰委員会は、日本リスク学会賞および日本リスク学会奨励賞および日本リスク 学会グッドプラクティス賞の授与対象者の選考に先立ち、学会員から候補者の推薦を公募 するものとする。

　　２　　学会員からの推薦の公募は、学会誌、学会ホームページ、学会メールニュース 等の通信手段を通じて幅広く行う。

　　３　　表彰候補者を推薦しようとする会員は、公募に際して示される所定の書式によって表彰委員長あてに提出する。

※ 自薦も受け付けます。

※ 以前あった「ただし、推薦対象者の直属の上司または指導教員が推薦者となる場合には、他に1名の第三者たる推薦者の推薦を必要とするものとする。」の規定は、2022年1月31日の改訂で廃止されました。